

## 社会福祉分野における「レクリエーション指導」概念の変遷と展望

—主として高齢者福祉分野を中心として—

千葉和夫（日本社会事業大学）

社会福祉、レクリエーション、レクリエーション指導、レクリエーション・ワーク

### 1. はじめに—研究の動機と目的

報告者は、本学会第20回大会において「レクリエーション指導概念の変遷と展望」と題した報告を行った。この報告では、1938（昭和13）年に日本厚生協会（現在の日本レクリエーション協会の前身）、1945（昭和20）年の第二次世界大戦終戦をはきんで、1947（昭和22）年に日本レクリエーション協議会、そして1948（昭和23）年に（財）日本レクリエーション協会が設立され、今日に至るまでの約半世紀にわたる「レクリエーション指導」の概念とその変遷について整理考察することを試みた。

その結果、今日的な「レクリエーション指導」とは、「人々のレクリエーション自立への総合的支援活動」と定義されるところに落ち着いてきているように思われた。この考え方は次の二つのことを意味していよう。

<目的>レクリエーション指導の目的は、レクリエーションというアクティビティを実施者自らの手で実現できるよう必要な援助を行うことである。（このような意味から「指導」よりも「援助」といった概念の使用がふさわしいようにも感じられ、レクリエーション・ワークという言葉もときどき使用される。）

<方法>レクリエーション指導の方法は次の3つが考えられる。

- 1) 集団での主として実践活動：～つどい、～教室、～クラブ・サークル、～大会などでの指導援助を通して目的に接近しようとする。
  - 2) 一人の個人への主として相談・教育活動：幼児の遊び、青少年の教育と余暇活動、成人男性の健康と余暇活動、婦人の生涯学習と余暇活動、高齢者の生きがいと余暇活動などの相談・教育活動を通して目的に接近しようとする。
  - 3) 個人や集団への主として総合的環境整備活動：質のよいレクリエーションを実現できるようハード・ソフト両面にわたる環境整備活動（施設、設備、組織、インストラクター、情報提供など）を通して目的に接近しようとする。
- \* 1)の活動に2)の要素が入ってきたり、2)が集団でしかもゲームなどを楽しんだ後に行われるような複合の場合も多い。

このように、20回大会における報告では、レクリエーション指導の概念的変遷を大まかに押えてきたわけである。しかし、レクリエーション運動（日本レクリエーション協会では、レクリエーション運動の分野を地域、職域、学校、社会福祉の4分野としている）の分野を特に限定せず、いくつかの大きな事象を押えるだけに留っていたに過ぎないので、いわゆる総論的報告であった感を拭うことができない。

ところで、報告者は、1974（昭和49）年より（財）日本レクリエーション協会にて高齢者レクリエーションに関する業務を担当し、その可能性に大いなる関心をよせてきた。そして現在は、社会福祉系単科大学に勤務している関係もあり、レクリエーション指導が社会福祉分野でいかなる考え方にに基づき実践援助されてきたのかを調査分析し、将来を展望してみたい衝動にかられたわけである。

以上が、本報告の動機と目的である。特に高齢者福祉（一般的呼称として）は、老人福祉法の改正もあり、レクリエーションや生きがいが今まで以上に重要な位置を持つようになってきたように感じられる。したがって、レクリエーション指導なるサービスの概念と実践理論の構築あるいは実践方法・技術の体系化は急を要する課題と言えよう。

## 2. 研究の方法

「高齢者福祉分野におけるレクリエーション指導概念の変遷と展望」を考察していく本報告では、その研究方法として、近代（明治時代）以降に見られる次の4つの視点により、文献・資料の検索を用いることにする。

### 1) 養老事業におけるレクリエーション指導

1874（明治7）年制定の「血救規則」

1929（昭和4）年制定の「救護法」

この法律の中で、救護施設の一つとして養老院が明記されているので、そこでのレクリエーション指導の実態と考え方を探る。

1946（昭和21）年制定の「日本国憲法」

憲法に示された「基本的人権」や「健康で文化的な最低生活の保障」とレクリエーション指導との関連を考察する。

1946（昭和21）年制定の「旧生活保護法」と1950（昭和25）年制定の「生活保護法」

この法律の中で、収容保護施設の一つとして養老院が明記されているので、そこでのレクリエーション指導の実態と考え方を探る。

### 2) 老人福祉法と改正法におけるレクリエーション指導

1963（昭和38）年制定の「老人福祉法」

1990（平成2）年制定の改正「老人福祉法」

特に新たな高齢者観に基づいた改正法においては、高齢者の健康・生活・レクリエーションなどについて明記されている。この法律によって実践されている老人クラブ、老人ホームあるいはデイサービスなどにおけるレクリエーション指導の実践と考え方を探る。

### 3) 老人保健法におけるレクリエーション指導

1982（昭和57）年制定の「老人保健法」

この法律において、病院と老人ホームの中間的機能を持った「老人保健施設」が設置されることになった。また、地方自治体は老人保健事業を行うことが義務づけられた。このような状況にあって、厚生省通知などにおいては、障害をもった高齢者への地域での機能訓練の一手法としてレクリエーション指導が位置づけられているので、この辺の理念と実践を探る。

### 4) 高齢者保健福祉十か年戦略におけるレクリエーション指導

1988（昭和63）年制定の「高齢者保健福祉十か年戦略」

この戦略では、「デイサービスの充実」「ねたきり老人ゼロ作戦」「健康と生きがい対策」などが柱であり、厚生省は、この戦略により高齢者保健福祉を動かしている。この戦略による近年の施策におけるレクリエーション指導の位置について探る。

## 3. 調査の結果と考察：当日の配付資料にて詳述する。

## 4. 高齢者福祉におけるレクリエーション指導の展望：当日の配付資料にて詳述する。